

# 平成 27 年度てだこ浦西駅周辺地区広域調整に係る調査検討業務委託

## プロポーザル選定実施要領

### 1. 業務概要

- ①業務名：平成 27 年度てだこ浦西駅周辺地区広域調整に係る調査検討業務委託
- ②業務内容：別紙「特記仕様書」のとおり
- ③履行期間：契約の翌日 から 平成 29 年 3 月 31 日（金）
- ④業務規模：19,900,000 円程度（消費税含む）
- ⑤業務場所：本業務における対象地域は、てだこ浦西駅周辺地域（別紙位置図参照）

### 2. 参加資格

※次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 参加登録申請書の提出時点において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は、第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- ③ 公告日（平成 27 年 11 月 4 日）（以下「基準日」という。）において、本市の指名停止措置を受けていない者。
- ④ プロポーザル提出者は、技術士資格（都市及び地方計画）及び土地区画整理士、又は RCCM（都市計画及び地方計画）及び土地区画整理士の資格者を有していなければならない。
- ⑤ プロポーザル提出者は、本業務と同種又は類似する業務実績を 1 件以上有していなければならない。本業務と同種又は類似する業務の定義は、以下のとおりとする。
- ⑥ 配置予定統括責任者及び担当者は、本業務と同種又は類似する業務実績を 1 件以上有していなければならない。本業務と同種又は類似する業務の定義は、以下のとおりとする。

#### 【本業務と同種又は類似する業務】

元請として行った業務のうち、広域調整に係る各種検討調査等の業務及びそれらに類する調査等の業務で、契約締結実績(平成 22 年 4 月 1 日~本業務公示日(平成 27 年 11 月 4 日)まで)を有するもの。

- ⑦ 一括再委託は、認めないものとする。但し、部分的に再委託をする場合には、発注者の承認を得られればその限りでない。特定後、契約手続きに際し、再委託先の会社概要・再委託作業内容・従事する職員・その他発注者が求める資料について、再委託の申請を行うものとする。

### 3. 提出書類

- ① 意思表明書（様式－1）
- ② 技術提案書（様式－2）
- ③ 会社概要（A4 任意様式 1 枚）

以下の項目は必ず記載すること。

- ・ 会社名
- ・ 所在地
- ・ 登録事業
- ・ 業務内容
- ・ 有資格者及び技術者数

※県内在住（現住所）が確認できる資料を添付すること（運転免許証、住民票、保険証等の写し）。

- ・ 連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）

- ④ 本業務にかかる実施体制（様式－3）
- ⑤ 配置予定管理技術者の経歴（様式－4）
- ⑥ 配置予定担当技術者の経歴（様式－5）
- ⑦ 貴社の同種又は類似業務等実績（様式－6）

同種業務：広域調整に係る各種検討調査等の業務。（平成 22 年 4 月 1 日～本業務公示日（平成 27 年 11 月 4 日までの契約締結）

類似業務：同種業務に類する検討調査等の業務又は各種都市計画決定手続きに関する（区域区分及び用途地域等の指定・変更）業務。（平成 22 年 4 月 1 日～本業務公示日（平成 27 年 11 月 4 日までの契約締結）

- ⑧ 本業務の企画提案書、スケジュール表（A4 任意様式、7 頁以内：両面印字可、A3 折り込み可）
- ⑨ 見積書：作成にあたっては、任意の書式でかまいません。

※提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または、技術内容に対して見積りが不適切な場合は『非特定』とする。

- ⑩ その他本件関連資料：企画提案書と関連性が極めて強く、必要最小限の参考資料を添付可能とする。（任意様式）
- ⑪ 提出書類（様式－2～6、企画提案書、見積書）は、A4 判サイズにとりまとめ（A3 判サイズは A4 判サイズに折り曲げる）、左側余白を『2 穴パンチ』等で穴をあけ、左上をダブルクリップ等で留めた資料を 10 部提出してください。

#### 4. 企画提案書の作成要領

- ① 提案書の作成にあたっては、以下の提案範囲をご提案ください。  
(パワーポイント等の使用で、A4 版任意様式、6 頁以内：両面印字可)
- ② 提案は基本的な考え方を文章で簡潔に記述します。
- ③ 本業務のスケジュール表を提案の最後に添付してください。(パワーポイント等の使用で任意様式、1 頁以内：A3 折り込み可)
- ④ 提案は基本的な考え方を文章で簡潔に記述します。
- ⑤ 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図を使用しても構いません。  
別紙「特記仕様書」の業務内容を以下の項提案範囲で記載すること。

##### 【提案範囲】

- (1) 本業務とてだこ浦西駅周辺地区区画整理事業の推進に向けた考え方  
・本地区の特性等
- (2) 円滑な広域調整に向けた実施方針  
・周辺地域の大規模開発予定地との調整等
- (3) 用途地域指定に関する検討及び交通量推計等に関する検討に向けた考え方
- (4) 全体スケジュールの考え方

#### 5. 提出期限等

- ① 『意思表明書』提出期限(様式-1) **平成 27 年 11 月 12 日(木) 17:00 まで**
- ② 『技術提案書等』提出期限  
(様式-2~6) **平成 27 年 11 月 19 日(木) 17:00 まで**  
提出部数 10 部
- ③ 提出方法 持参(土日、祝祭日及び時間外は受け付けない。)もしくは郵送によること。  
郵送の場合は提出期限までに必着とすること。
- ④ 提出先 〒901-2501 浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号  
浦添市役所 都市建設部 土地区画整理組合指導室(担当 山下・川村)  
TEL 098-876-1234(代表)(内 4221・4220)  
E-mail : [tengu2020@city.urasoe.lg.jp](mailto:tengu2020@city.urasoe.lg.jp) [masanobu@city.urasoe.lg.jp](mailto:masanobu@city.urasoe.lg.jp)

#### 6. 質問の受付

- ① 本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式-7)を提出すること。
- ② 提出期限は**平成 27 年 11 月 13 日(金) 17:00 まで**とする。  
※質問の内容及び回答に関しては、平成 27 年 11 月 16 日(月) 17:15 までに、参加業者全てに文書またはメールにて通知する。  
質問書は、浦添市役所都市建設部土地区画整理組合指導室(担当 山下・川村)までメールにて行うこと。

#### 7. 企画提案書プレゼンテーションの予定日時

- ① 日時 **平成 27 年 11 月 24 日(火)**  
\*日時の詳細については別途連絡を行う。
- ② 説明時間 15 分程度(※)
- ③ 質疑時間 5 分程度(※)  
パワーポイント、スライド等を使用し、提案書の説明を行うものとします。

## 8. 企画提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
プロポーザル提案事業者の経験及び能力	資格要件	企業の実績、参加者の中立性・公平性	100
	支援能力	本件プロポーザルにおける浦添市への支援能力	
	品質担保・機密保持能力	品質担保する構造と高い機密保持能力	
配置予定管理技術者及び担当技術者の経験及び能力	資格要件	技術者が本件プロポーザルにおいて有効な能力を発揮できること	100
	業務遂行能力	同種又は類似業務の実績の内容	
業務実施体制	業務実施体制の実効性	業務分担構成	
プレゼンテーション	コミュニケーション力	プレゼンテーション能力と質問に対する応答力	
業務実施プロセス・内容・計画	業務実施プロセスの設定	本業務の環境・目的・内容の理解と適切かつ実行力のある実施プロセス	150
	実施内容・計画の設定	業務実施プロセスに基づいた実行力ある実施内容・計画	
	関連事業との連携・経験	業務実施に必要な関連事業との連携や実施に向けた経験の有無	
	その他	有益な付加的提案	
見積書	業務コスト	業務コストの妥当性	

## 9. 審査方法

浦添市職員で構成する受託業者選考委員会を設置し、各委員が各評価項目についてそれぞれ審査を行う。

## 10. 審査結果の通知

企画提案書プレゼンテーション実施後1週間以内に、文書またはメールにて通知する。ただし、審査結果については、異議の申し立ては受け付けない。

## 11. 提案者の失格

以下に掲げる項目に該当する場合は、プロポーザル提案者を失格とする。

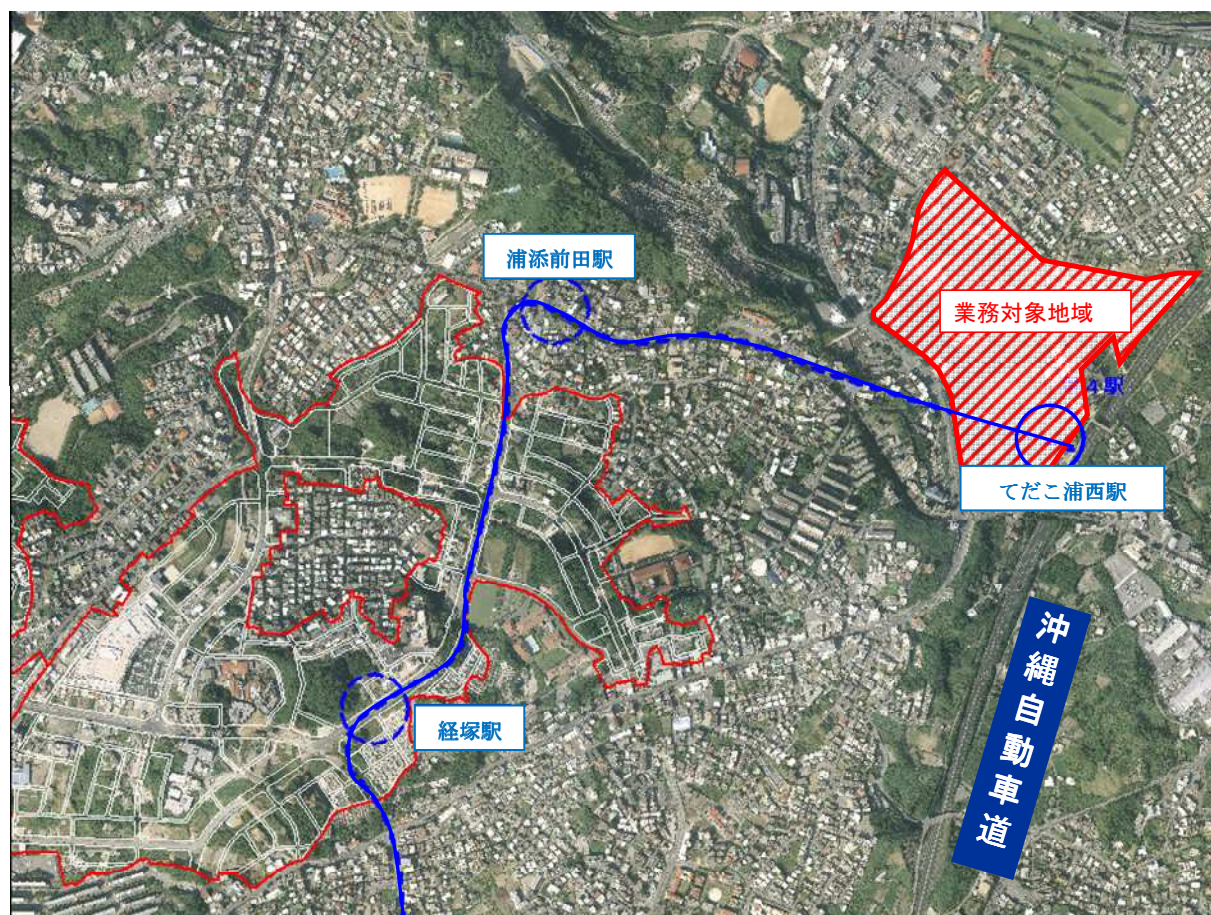
- ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められた状態に至った場合。
- ④ 審査に公平性を害する行為があった場合。
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、受託業者選考委員長が失格と認めた場合。

## 12. 企画提案に関する経費

企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。

## 13. 事務局は、浦添市都市建設部土地区画整理組合指導室に置く。

(別紙位置図)



### 【当該地域の説明】

- ・当該地区面積 約 18.7ha
- ・浦添市の東部に位置し、西原町と隣接する。浦添市西原六丁目と浦添市前田三丁目からなる。
- ・当該地域は、土地区画整理事業による基盤整備計画が進められている。